

(地域連盟及び都道府県連盟)

第1条 一般財団法人日本フットサル連盟（以下、「本連盟」という。）に加盟する都道府県フットサル連盟及び地域フットサル連盟は、次のとおりとする。

(1) 都道府県フットサル連盟

一般社団法人北海道フットサル連盟、青森県フットサル連盟、岩手県フットサル連盟、宮城県フットサル連盟、秋田県フットサル連盟、山形県フットサル連盟、福島県フットサル連盟、茨城県フットサル連盟、栃木県フットサル連盟、群馬県フットサル連盟、埼玉県フットサル連盟、千葉県フットサル連盟、一般社団法人東京都フットサル連盟、神奈川県フットサル連盟、山梨県フットサル連盟、長野県フットサル連盟、新潟県フットサル連盟、特定非営利活動法人富山県フットサル連盟、石川県フットサル連盟、福井県フットサル連盟、静岡県フットサル連盟、愛知県フットサル連盟、三重県フットサル連盟、岐阜県フットサル連盟、滋賀県F Aフットサル連盟、京都府フットサル連盟、大阪府フットサル連盟、特定非営利活動法人兵庫県フットサル連盟、奈良県フットサル連盟、和歌山県フットサル連盟、鳥取県フットサル連盟、島根県フットサル連盟、岡山県フットサル連盟、広島県フットサル連盟、山口県フットサル連盟、香川県フットサル連盟、徳島県フットサル連盟、愛媛県フットサル連盟、高知県フットサル連盟、福岡県フットサル連盟、佐賀県フットサル連盟、長崎県フットサル連盟、熊本県フットサル連盟、大分県フットサル連盟、宮崎県フットサル連盟、鹿児島県フットサル連盟及び沖縄県フットサル連盟

(2) 地域フットサル連盟

一般社団法人北海道フットサル連盟、東北フットサル連盟、関東フットサル連盟、北信越フットサル連盟、東海フットサル連盟、関西フットサル連盟、中国フットサル連盟、四国フットサル連盟及び九州フットサル連盟

(規約)

第2条 都道府県フットサル連盟及び地域フットサル連盟は、それぞれの規約等を定めるものとする。

(届出義務)

第3条 都道府県フットサル連盟及び地域フットサル連盟は、毎年、事業年度開始の1か月前から1か月後の間に、その事業年度に関する次の書類を本連盟に届け出なければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 役員一覧表

2 都道府県フットサル連盟及び地域フットサル連盟は、毎年、事業年度終了後3か月以内に、その事業年度に関する次の書類を本連盟に届け出なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書

(登録料)

第4条 都道府県フットサル連盟は、別に登録規程で定める加盟チーム及び選手の登録料を徴収し、本連盟に納付しなければならない。

(助成金又は交付金)

第5条 本連盟は、都道府県フットサル連盟及び地域フットサル連盟に対し、助成金又は交付金等を交付することができる。その金額は、その都度定める。

(指導助言)

第6条 本連盟は、必要があると認める場合は、加盟団体に対し、組織運営等について必要な指導及び助言をすることができる。

(調査)

第7条 本連盟は、加盟団体の適正な組織運営を確保するために必要があると認める場合は、加盟団体に対し、その組織運営及び事業活動の状況に関し説明を求め、又は加盟団体の事務所を訪問し、その組織運営及び事業活動の状況を調査し、帳簿、書類その他の資料を閲覧、謄写し、若しくは関係者に質問することができる。

(雑則)

第8条 本規程の改廃は、理事会の議決による。

附 則 この規程は、平成26年4月1日より施行する。
この規程の改正は、平成31年3月21日とする。
この規程の改正は、令和7年6月2日とする。
この規程の改正は、令和8年3月16日とする。